農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十三条第二項第一号及び第三十四条第五項第一号	次に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十四条第七項第八号	又は令第四十五条各号に掲げる者	、令第四十五条各号に掲げる者又は特定承継会社
［略］		
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第五項第一号	次に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第七項第八号	又は令第二十四条の二各号に掲げる者	、令第二十四条の二各号に掲げる者又は特定承継会社
［略］		
農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第四十二条第一項第一号	銀行	銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二及び第六十六条第一項第十一号において同じ。）
農業協同組合法施行規則第六十一条第四項第一号の二	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定承継会社の業務
農業協同組合法施行規則第六十六条第一項第十一号	令第四十五条各号に掲げる者	令第四十五条各号に掲げる者、特定承継会社

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十三条第二項第一号及び第三十四条第五項第一号	次に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）
［項を加える。］		
［同上］		
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第五項第一号	次に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）
［項を加える。］		
［同上］		
農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第四十二条第一項第一号	銀行	銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二において同じ。）
農業協同組合法施行規則第六十一条第四項第一号の二	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定承継会社の業務
［項を加える。］		